◇**災害対策基本法等の一部を改正する法律**（法律第五四号）（内閣府本府）

一　災害対策基本法の一部改正関係

1　総則

㈠　災害の定義における異常な自然現象の例示として、崖崩れ等を追加することとした。（第二条関係）

㈡　災害対策に関する基本理念として、我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること等を規定することとした。（第二条の二関係）

㈢　市町村の責務に、住民の自発的な防災活動の促進を追加することとした。（第五条第二項関係）

㈣　国及び地方公共団体は、ボランティアとの連携に努めなければならないこととした。（第五条の三関係）

㈤　災害応急対策等に必要な物資の供給等を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続するとともに、その事業活動に関し、防災に関する施策に協力するよう努めなければならないこととした。（第七条第二項関係）

㈥　住民が防災に寄与する取組例として、生活必需物資の備蓄及び防災訓練を追加することとした。（第七条第三項関係）

㈦　国及び地方公共団体は、被災者の心身の健康及び居住の場所の確保並びに被災者からの相談の実施等に特に努めなければならないこととした。（第八条第二項関係）

2　防災に関する組織

市町村災害対策本部の職員に、消防長又は消防吏員を任命できることとした。（第二三条の二第三項関係）

3　防災計画

地区居住者等は、市町村防災会議に対し、地区居住者等による防災訓練、物資等の備蓄及び相互の支援等を内容とする地区防災計画を定めることを提案できることとした。（第四二条及び第四二条の二関係）

4　災害予防

㈠　通則

災害予防責任者は、物資供給事業者等の協力に関する協定の締結等に努めなければならないこととした。（第四九条の三関係）

㈡　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

(1)　市町村長は、防災施設の整備の状況等を総合的に勘案し必要があるときは、異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所を指定しなければならないこととした。（第四九条の四～第四九条の六関係）

(2)　市町村長は、想定される災害の状況等を勘案し、指定避難所を指定しなければならないこととした。（第四九条の七関係）

(3)　市町村長は、円滑な避難のための立退きに必要な事項を記載した印刷物の配布等に努めなければならないこととした。（第四九条の九関係）

㈢　避難行動要支援者名簿の作成等

(1)　市町村長は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならないこととした。（第四九条の一〇関係）

(2)　市町村長は、災害の発生に備え、本人の同意を得た上で、避難支援等関係者に名簿情報を提供するとともに、災害時には、本人の同意を得ることなく、避難支援等関係者に名簿情報を提供できることとした。また、避難行動要支援者等の権利利益の保護のため、必要な規定を設けることとした。（第四九条の一一～第四九条の一三関係）

5　災害応急対策

㈠　通則

(1)　災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮することとした。（第五〇条第二項関係）

(2)　内閣総理大臣は、避難のため緊急の必要があるときは、予想される災害の事態及びとるべき措置について、国民に周知しなければならないこととした。（第五一条の二関係）

(3)　指定行政機関の長は、都道府県が被災状況を報告できなくなったときは、情報の収集に特に意を用いなければならないこととした。（第五三条第七項関係）

㈡　警報の伝達等

(1)　市町村長は、避難のための立退きの準備等に必要な通知又は警告をするに当たり、要配慮者が避難指示等を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行えるよう特に配慮しなければならないこととした。（第五六条第二項関係）

(2)　都道府県知事及び市町村長は、インターネット事業者に対し、情報提供を行うことを求められることとした。（第五七条及び第六一条の三関係）

㈢　事前措置及び避難

(1)　避難のための立退きによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるときは、市町村長等は、屋内での待避等の安全確保措置を指示できることとした。（第六〇条及び第六一条関係）

(2)　市町村長は、指定行政機関の長等に避難指示等に関する助言を求められることとし、助言を求められた指定行政機関の長等は、必要な助言をすることとした。（第六一条の二及び第六三条関係）

㈣　応急措置等

(1)　都道府県知事は、指定行政機関の長等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請できることとし、要請された指定行政機関の長等は、正当な理由がない限りこれを拒んではならないこととした。（第七〇条及び第七四条の三関係）

(2)　指定行政機関の長等は、市町村及び都道府県が全部又は大部分の事務を行えなくなったときは、市町村長が実施すべき応急措置の全部又は一部を代行しなければならないこととした。（第七八条の二関係）

(3)　著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、避難所等、臨時の医療施設、埋葬及び火葬並びに廃棄物処理の特例を措置できることとした。（第八六条の二～第八六条の五関係）

㈤　被災者の保護

(1)　災害応急対策責任者は、遅滞なく避難所を供与するとともに、やむをえず避難所に滞在できない被災者に対しても、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第八六条の六及び第八六条の七関係）

(2)　内閣総理大臣は、市町村及び都道府県が全部又は大部分の事務を行えなくなったときは、広域一時滞在に関する措置の全部又は一部を代行しなければならないこととした。（第八六条の一三関係）

(3)　都道府県知事は、運送事業者である指定公共機関等に対し、被災者の運送を要請できるとともに、正当な理由がないのに要請に応じないときは、運送を指示できることとした。（第八六条の一四関係）

(4)　都道府県知事及び市町村長は、被災者の安否情報について照会があったときは、これに回答できることとした。（第八六条の一五関係）

6

㈠　被災者の援護を図るための措置

遅滞なく罹災証明書を交付しなければならないこととした。（第九〇条の二関係）

㈡　市町村長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があるときは、被災者台帳を作成できるとともに、必要な限度で、他の地方公共団体に台帳情報を提供できることとした。（第九〇条の三及び第九〇条の四関係）

7　財政金融措置

地方財政法第五条の例外として起債ができる場合に、政令で定める災害の発生した日の属する年度のほか、その翌年度以降の年度で政令で定めるものを追加することとした。（第一〇二条関係）